

「ブタクロール」、「ベンフレセート」及び「孵化を目的としたニシン目魚類のブロノポールを有効成分とする魚卵用消毒剤」の食品安全基本法第24条第1項に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

「ブタクロール」及び「ベンフレセート」については平成19年10月1日付けで魚介類に関する基準値設定の要請があった旨、農林水産省より連絡があったところである。

「孵化を目的としたニシン目魚類のブロノポールを有効成分とする魚卵用消毒剤」については、平成19年10月12日付けで農林水産大臣より薬事法に基づく動物用医薬品製造販売承認事項の変更の承認に係る意見聴取がなされたところである。

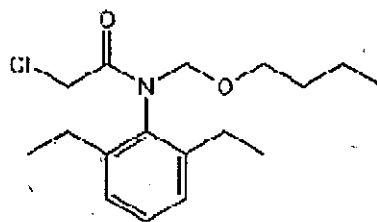
これらの剤について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼物質の概要

(1) ブタクロール

本薬は除草剤であり、平成19年10月現在、水稻に農薬登録があり、米について食品衛生法に基づく残留基準が設定されている。今回、魚介類への残留基準の設定が申請されている。

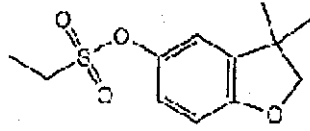
FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



(2) ベンフレセート

本薬は除草剤であり、平成19年10月現在、水稻に農薬登録があり、米及び綿実について食品衛生法に基づく残留基準が設定されている。今回、魚介類への残留基準の設定が申請されている。

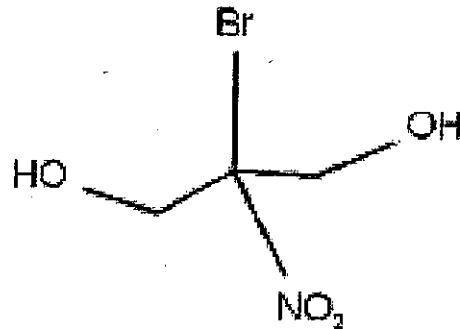
JMPRにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



(3) 孵化を目的としたニシン目魚類のプロノポールを有効成分とする魚卵用消毒剤

本薬は魚卵用消毒剤であり、ニシン目魚類の孵化時にミズカビ類の寄生繁茂の蔓延を抑制するため魚卵消毒を目的として、既に承認されている。今回、農林水産大臣から製造販売承認事項の変更（用法用量の追加）の承認に係る意見聴取がなされた。

JMPR及びFAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）における毒性評価はなされていない。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討する。